

報告第3号

令和3年度二宮町一般会計予算事故繰越し
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

二宮町長 村田 邦子

令和3年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					事故繰越しの事由
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
7 土木費	2 道路橋 りょう費	狭あい道路等拡幅 整備事業	19,974,900	14,402,900	5,572,000	0	5,572,000	0	0	0	0	5,572,000	元町地区内(二宮保育園付 近)の狭あい道路整備工事を 着手する際に工事箇所付近で 水道工事が実施されたため、 通行規制の調整を図ってきま した。調整の結果、地域住民 の負担軽減のため、迂回路の 確保を最優先としたことから、2 月上旬まで着手することが困 難になりました。 また、地権者と用地の調整も 長引いたことにより、年度内に 工事が完了しない見込みとな ることから、工期を延伸し、事 故繰越しとするものです。